



令和3年度 仙台市若林区

# まちづくり活動助成事業

## 募集要項

上限  
50万円

区民の皆さんが自主的・自発的に取り組む  
まちづくり活動に、助成金を交付します。



助成の対象となる活動について  
詳細は中面をご確認ください。

応募するためには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 若林区内に活動拠点を有する市民団体であること
- 団体の構成員のおおむね半数以上が若林区内に住所があるか通勤・通学をしていること
- 政治、宗教または営利を目的とする団体でないこと
- 法人の場合は、法人の市民税および事業所税に関する申告を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

受付期間

令和3年1月12日(火)から

令和3年2月12日(金)まで

午前8時30分～午後5時〈土曜・日曜・祝日を除く〉

提出書類

申込書(様式1) 事業計画書(様式2) 収支予算書(様式3)

会員名簿 役員名簿 団体規約・会則など、団体に関する資料

提出書類の作成についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

提出書類の は、若林区のホームページからダウンロードすることができます

<http://www.city.sendai.jp/wakabayashi/> からたどれます。

提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください

受付窓口

若林区まちづくり推進課地域活動係(若林区役所4階)

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1

TEL: 022-282-1111(内線6137)

事前にお問い合わせのうえ、窓口までお持ちください

## 助成の対象となる活動（助成対象事業）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する活動で、次のいずれかに該当すること。

- 地域の課題の解決を図るもの
- 地域の自治力の向上を図るもの
- 地域や区の特徴をいかし、その魅力を高めるもの
- その他、助成することが適当と認められるもの

### 次のいずれかに該当する場合は、助成の対象になりません。

- × 仙台市の他の助成制度や仙台市の関係団体が行う助成制度の補助を受けているもの
- × 町内会などが行うお祭りや運動会等、新規性のないもの
- × 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としたもの
- × 事業費をこの助成金のみで賄おうとするもの  
この制度は事業費の一部を助成するものなので、自己資金が必要です。
- × すでに3回、この助成金を受けたことのあるもの
- × その他、助成対象事業とすることが適当でないと認められるもの

## 助成の金額

事業の実施に要する経費の一部として、1件につき50万円を限度に助成金を交付します。金額は、事業内容の評価によって、申込金額から減額される場合があります。

### 次の経費については助成の対象になりません。

- × 事務所等の維持経費……………事務所等の賃借料、コピー機リース料、電話代、光熱水費など
- × 視察・研修等への参加に要する経費……………旅費、土産代、参加者負担金、受講料など
- × 団体の構成員に対する人件費・謝礼……………団体のメンバーに対する賃金や謝礼など
- × 団体の構成員による会合の飲食費……………団体内部の会議などの昼食代、弁当代、茶菓代など
- × 備品の購入費……………机・椅子・電話・パソコンなど事務所用の備品
- × 購入価格が2万円以上の物品
- × その他、助成対象とすることが適当でないと判断される経費

## 選考方法

提出書類と事業計画説明会でのプレゼンテーションをもとに、仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会\*が評価をし、評価に基づき仙台市が助成対象事業と助成金額を決定します。

## 事業計画説明会（プレゼンテーション）

応募団体には、事業計画説明会において企画内容を説明していただくとともに、仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会\*のヒアリングを受けていただきます。

- 日時 令和3年3月6日(土) 午前10時～午後2時(予定)
- 会場 若林区中央市民センター2階 セミナー室

必ずご出席ください。詳細については、受付期間終了後、別途郵送にてお知らせします。

## 助成金の交付申請

選定結果の通知は、令和3年度予算が議決され発効した後、予算の範囲内において行うものとし、令和3年4月中旬までにお送りします。助成の対象となった事業の実施団体は、決定通知を受け取り次第、助成金交付申請にかかる所定の手続きをしていただきます。手続きの流れについては下の図をご参照ください。

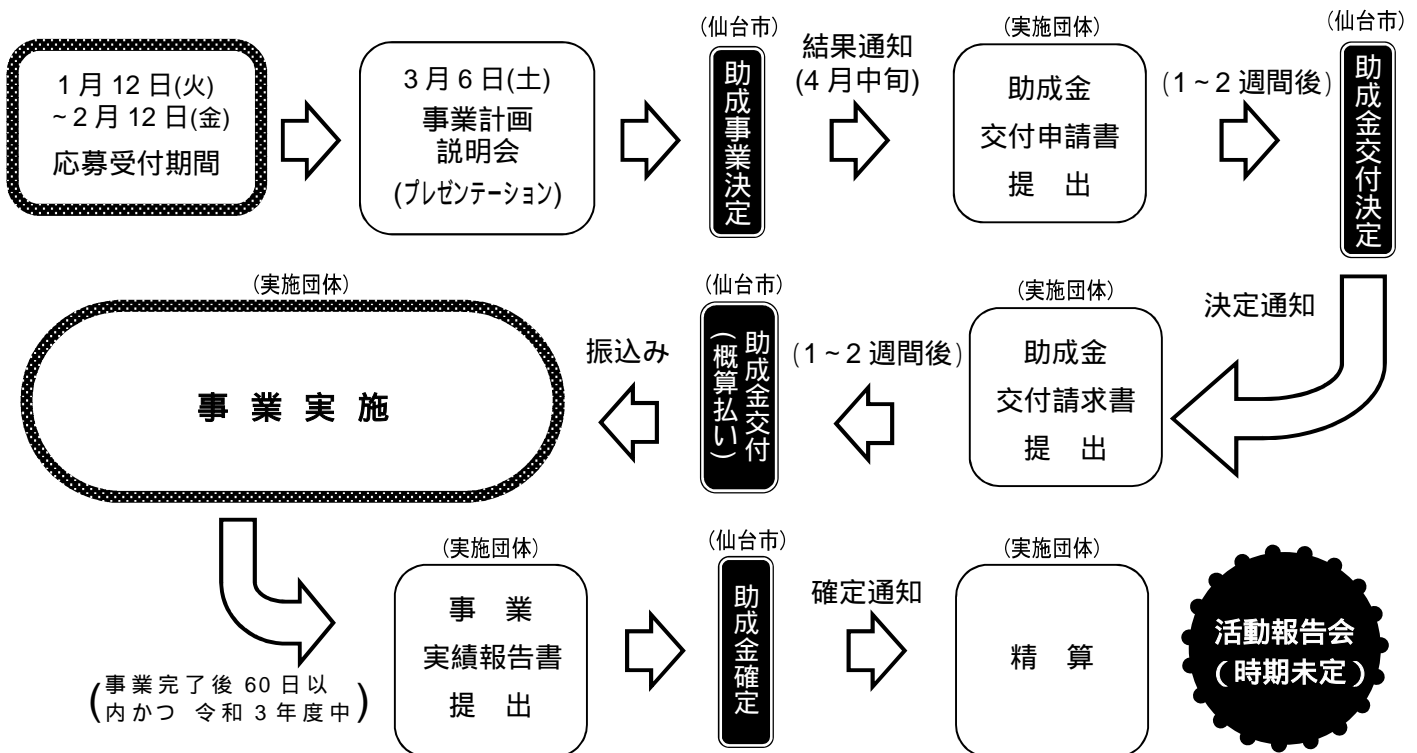
## 活動報告

助成の対象となった事業の実施団体は、事業が完了した日から60日以内または令和4年3月31日までのいずれか早い日までに、事業報告書を提出してください。また、令和3年度末に開催予定の活動報告会（令和4年2月頃）で実施報告をしていただきます。

## その他

- 助成の対象となった事業でポスターやチラシ・パンフレット等を作成する場合は、印刷物に「令和3年度若林区まちづくり活動助成事業」と表示してください。
- 事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、市の承認を受ける必要があります。
- 助成金は概算払いで交付されますので、事業完了後、報告書等をもとに金額を確定・精算することになります。報告内容によっては助成金をお戻しいただく場合があります。

## 応募から決定、報告までの流れ



### \*若林区区民協働まちづくり事業評価委員会とは

まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業の評価や、区と区民が協働で実施したまちづくり事業の事後評価を行う組織です。仙台市長の委嘱により、地域のまちづくりに関する知識や経験を有する方々で構成されています。



## 仙台市若林区まちづくり活動助成事業評価基準

- 1 企画趣旨 公益性があり、まちづくりにおける効果が高いこと
- 2 新鮮さ 創意工夫があり、あたらしい視点からのまちづくりへの提案がみられること
- 3 地域性 地域資源を生かそうとするもの、または地域の課題を解決しようとするものであること
- 4 実現可能性 企画内容および実施体制が十分に検討され、実現の可能性が高いこと
- 5 自発性と熱意 団体が自発的に活動し、熱意が感じられること
- 6 助成の効果 この助成を行うことにより、活動を発展させるための大きな効果が期待されること
- 7 継続性 一過性ではなく、持続的な発展と定着の可能性が高いこと
- 8 活動実績 (過去にこの助成を受けたことがある場合)  
助成を受けて行った活動の実績を踏まえ、継続して助成を行う必要性があること



令和2年度まちづくり活動助成事業の報告会を行います

**日時** 令和3年2月5日(金) 午後6時～午後7時半(予定)

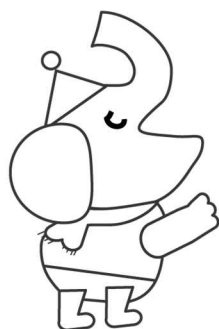
**会場** 若林区中央市民センター 2階セミナー室

《申込不要。直接会場へお越しください》



### 令和2年度助成対象事業

いきいき六郷運動教室 いきいき六郷運動教室	震災により被害を受けた東部沿岸部のコミュニティの活性化及び介護予防運動の推進を目的に体操教室の運営及び各種イベントでの体操披露を行う。
地下鉄を利用した 逸品探し街歩き体験ゲーム 東北被災地の食を応援する団体 U・MY・ONE	若林区の魅力発信、まちの賑わいづくりを目的に地下鉄・バス沿線を利用した市民参加型ウォークラリーイベントを開催する。
荒町エリア魅力発信事業 荒町エリア発信隊	荒町エリアの活性化を目的に荒町の魅力を発信するツールとしてフリーペーパー及び動画コンテンツを製作する。



申し込みを行うにあたってのポイントなどについて相談できます！

【仙台市市民活動サポートセンター】

仙台市青葉区一番町四丁目 1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間 9:00～22:00(月～土) 9:00～18:00(日・祝)

休館日 毎月第2・第4水曜日・年末年始

